

## 令和6年度「学校のC B T化対応試行調査」業務委託仕様書

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の名称

令和6年度「学校のC B T化対応試行調査」

#### (2) 調査の目的

本県小・中・義務教育学校、県立特別支援学校小・中学部において、児童・生徒・教職員が文部科学省C B Tシステム（M E X C B T：メクビット）（以下、「M E X C B T」という。）を円滑に利用できる環境を整えるとともに、効果的な活用を推進するため、試行調査を行う。

#### (3) 調査対象者

① 福島県内の市町村立小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び県立・市立特別支援学校の第4～6学年児童

約42,000人 学校数 388校程度

② 福島県内の市町村立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）、県立・市立特別支援学校及び県立中学校の第1～2学年生徒

約29,000人 学校数 211校程度

#### (4) 実施内容

① 小学校第4学年～第6学年・・・2教科（国語、算数）

② 中学校第1学年、第2学年・・・2教科（国語、数学）

#### (5) 実施方法

調査対象校において、調査問題を一人一台端末、学校の通信環境を使用して調査する方法（以下「C B T」という。）で、かつM E X C B Tを利用して実施する。なお、調査対象校では、i P a d O S、C h r o m e O S、W i n d o w s O Sが用いられる。

#### (6) 調査期間

令和6年10月15日（火）から11月8日（金）

※ 福島県教育委員会の計画の下、学校ごとに調査日を分散して実施する。

### 2 委託内容

#### (1) 調査問題の作成

① 各学年において国語及び算数・数学の問題をそれぞれ6～10問（合計20問以内、30～35分以内で実施できる内容）作成し、M E X C B Tに搭載する。なお、自動採点できる問題のみとする。

② 調査によりC B Tで必要とされるスキルが概ね体験できるものとする。

※ 調査時間は、小学校40分程度、中学校45分程度とし、最初の10分は説明の時間とする。

#### (2) 調査に関する必要な資材の準備

試行調査で使用する関連資材を必要数準備する。なお、数量については参加する児童生徒数に予備を加えたものとする。

なお、関連資材は令和6年9月6日（金）までに作成し、発注者へ電子データで納品すること。

① 実施マニュアル

② 実施会場説明用スライド

③ その他の調査関連資材（個人番号・二次元コード 等）

#### (3) 学校アンケート結果の集約

調査後、学校アンケートを収集し、その結果のレポートを作成すること。

なお、学校アンケートの項目については、別紙3を参照すること。

また、学校アンケート結果のレポートは、令和6年11月22日（金）までに発注者へ電子データで納品すること。

(4) 試行調査実施に当たっての連絡調整窓口の設置

試行調査の実施に当たっては、問い合わせ等に対応するための連絡調整窓口を設置すること。設置期間は、ME X C B T問題の学校配信設定開始から調査終了後3日後（週休日を除く。）までとすること。なお、学校配信設定開始から調査実施期間の初めの2週間程度は、2名以上の人員を配置すること。

(5) 情報セキュリティを確保するための措置

調査問題作成、集計、学校アンケート結果の集約など、全ての事業全体を通して、機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。また、事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。

- ① 緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを契約締結後3週間以内に作成し、その履行に必要な体制を整備すること。
- ② 契約締結後速やかに本事業のためのセキュリティポリシーを発注者と協議の上、策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。
- ③ 調査資料の設計・作成・配送、集計、提供資料の作成・配送・保管にあたっては、別紙1「情報セキュリティを確保するための措置」により、情報漏えい等の防止のための措置を講ずるとともに、不測の事態にも迅速に対応することができるようにすること。
- ④ 各工程で発生した調査に関する資料について、発注者が指定する時期に、適切に廃棄すること。特に、個人情報及び機密情報については確実に廃棄するとともに、廃棄段階までの状態を追跡可能とすること。

(6) 納入品の検収

納入品について、仕様書記載事項が満足されていることを、県が確認したことをもって検収とすること。

(7) 事業全体の管理

事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。

事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

- ① 受注者は、契約締結時に連絡担当者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- ② 事業全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者にも再委託することを可能とするが、予め書面による承認を受けること。また、その際関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- ③ 発注者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、発注者の了承を得た上ですみやかに改善すること。

(8) 守秘義務

本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。また、当該の情報は委託者が指定する時期に適切に廃棄すること。

(9) 事業者間の引継

次年度以降の調査の実施に当たり、事業者間で引継が必要となる事項については、次年度以降の受託者への引継に協力すること。

発注者においては、今後行われる本調査の委託事業において利用可能とされるプログラムの著作物（以下「対象プログラム」という。）の複製物及び対象プログラムのシステム設計書等の資料を、次年度以降の受託者の求めに応じ、提供することとする（複製物の提供は、委託者が現に著作権を有するプログラムに限る）。

受託者は、本委託事業において使用する対象プログラムを自ら開発し、又は改変した場合、発注者に著作権を譲渡する対象プログラムについては、その複製物の作成や設計書等の資料の提供に協力すること。

(10) 著作権等の帰属について

本調査にかかる問題、調査結果等（国語の問題文等の著作権および、この事業開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）をはじめとしたすべてのものの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、福島県教育委員会に帰属するものとする。

(11) 調査に関する統計情報等の提供

受注者は、受注者が調査の内容や設計を検証し、改善を行うために必要となる統計情報や調査の設計に関する情報を提供すること。

(12) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行うものとする。

## 別紙1

### 情報セキュリティを確保するための措置

#### 1 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ

##### (1) 入退出について

- ① 作業場所・作業過程及び情報システムの設置環境におけるセキュリティの責任者を定めること。
- ② 立ち入ることができる者（以下「関係者」という。）を最小限に限定すること。  
また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
- ③ 関係者以外の立入を禁止すること。また、関係者以外の立入を防止するための措置を講ずること。
- ④ 関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
- ⑤ 関係者の入退出記録を取り、保存すること。
- ⑥ 作業時間外において、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、立入を防止するための措置を講ずること。

##### (2) 情報・機器の持ち出しについて

- ① 原則、本事業に係る情報の持ち出し、電子記録媒体（情報の記録を行うことのできるスマートフォン、カメラ付き携帯電話などの個人所有の機器を含む）の持ち込みを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
- ② 本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。

#### 2 情報セキュリティ

##### (1) 情報システムへのアクセスについて

- ① 学校、教育委員会、児童生徒の解答、採点結果に関する情報を管理するシステムについては、県教育委員会が特に必要と認める場合を除き、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
- ② 情報システムについて、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
- ③ 各作業場所で使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁ずること。
- ④ 情報システムへのアクセスを可能とする者（以下「認証者」という。）を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや改変の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。
- ⑤ 情報システムへのアクセスの記録を取り、保存すること。また、定期的に分析すること。
- ⑥ 本事業に係る情報の流通、処理において、情報の追跡を可能とすること。

##### (2) 緊急時の対応について

- ① 大規模な災害や障害が発生した場合に、情報システムについて、機能の継続または迅速な復旧が可能となる措置を講ずること。
- ② 特に重要な情報システムについては、24時間体制で監視されていること。
- ③ 情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。

#### 3 輸送過程における物理的セキュリティ

(1) 提供資料については、貴重品と同程度のセキュリティを付加して輸送すること。

(2) 輸送過程においては、本事業以外の一般配送物との誤配、紛失、盗難を防止するために必要

な措置をとること。また輸送中の調査資材等の所在地や状況については、追跡が可能であること。

- (3) 輸送過程中的の一時保管場所及び輸送車両においては、施錠もしくは人的または機械的警備を行い、輸送物の盗難を防止するための措置を講ずること。

## 別紙2

## 業務委託スケジュール

	時 期	内 容
令和 6 年度	8月下旬	契約締結
	9月上旬	調査対象校への通知 実施希望日の調査
	9月中旬	事前説明会（オンライン） MEXCBTへの試行調査問題の掲載 調査実施日の決定
	9月30日（月）	連絡調整窓口の設置（11月13日（水）まで）
	9月30日（月） ～ 10月11日（金）	MEXCBTの学校配信設定 接続テストの実施
	10月15日（火） ～ 11月8日（金）	試行調査
	10月15日（火） ～ 11月15日（金）	試行調査後の学校アンケートの回答
	11月22日（金）	学校アンケート集約
	12月上旬	学校アンケート結果について市町村教育委員会、各学校への情報 提供
	12月20日（金）	契約終了

## 別紙 3

### 調査実施後のフィードバック内容

- 1 調査問題に関すること
- 2 児童生徒のCBTスキルに関すること
- 3 事前準備に関すること
- 4 ネットワーク環境に関すること
- 5 MEXCBTやCBTに関する課題や要望